

静岡県経済産業部農地局農地保全課競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、委託業務（以下「委託」という。）の請負契約について、静岡県経済産業部農地局農地保全課が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 知事が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第6条 指名の通知（入札執行について（通知）をいう。以下同じ。）を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、別紙書式による入札辞退届を指名を通知した機関の長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行うこと。
- (2) 入札執行中にあつては入札辞退届を入札箱に投入して行うこと。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第7条 入札書は、公告又は指名通知に示した日時までに紙入札より提出するものとする。入札は、別記書式により作成し、封印のうえ、表面に「番号、何々委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を

記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札書は、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒の表面に「番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載し、入札事務を執行する機関の長あての親展で提出しなければならない。
- 3 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（入札書の書換等の禁止）

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第9条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 4 入札箱に入札書を投入した者が1人のときは、当該入札は行わなかったものとする。この場合、その入札書は開封しないで返却する。

（開札）

第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

- 2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせる。

（入札の無効）

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

（落札者の決定）

第12条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項ただし書きに該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員の行う調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第13条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第11条第1項第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札
- (2) 前条第3項の規定による最低制限価格に達しない入札

(再度入札の入札保証金)

第14条 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第16条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第17条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内に、別記契約書式により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- 3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第18条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が5億円以上の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年静岡県条例第18号）の定めるところにより、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(入札保証金の返還)

第19条 入札保証金：（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第20条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と委託履行保証契約を結んだとき。

(3) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第 21 条 前条の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 知事が確実と認める社債
- (5) 銀行その他知事が確実と認める金融機関の保証

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものにあつては額面金額、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるものにあつては額面金額(発行価額が額面と異なるときは発行価額)の 8 割に相当する額、同項第 5 号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。

(履行保証保険証券等の提出)

第 22 条 落札者は、第 20 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合又は前条第 1 項第 5 号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

(入札保証金の契約保証金への充当)

第 23 条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の同意を得て、その者に還付すべき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(異議の申し立て)

第 24 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として意義を申し立てることはできない。